

行政財産有償貸付契約書（案）

貸付人 西宮市（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、行政財産（土地）について以下の条項により賃貸借を内容とする契約を締結する。

（貸付物件及び指定用途）

第1条 乙は、甲が所有する別表の土地及び建物（以下、「本件土地等」という。）について、自動販売機設置の用途のために借り受ける。

（貸付期間）

第2条 貸付期間は、令和7年（2025年）4月から令和12年（2030年）3月31日までの5箇年とする。

（条件の遵守）

第3条 乙は、「西宮市立こども未来センター清涼飲料水等自動販売機設置事業者募集要項」及び「西宮市立こども未来センター清涼飲料水等自動販売機設置仕様書」に定める事項を遵守しなければならない。

（貸付料等）

第4条 乙は、別表に定める貸付料を、年度ごとに甲の請求に基づき、その指定する納付書により期日までに全額を前納しなければならない。

- 2 乙は、仕様書に定める電気料金を甲の指定する納付書により期日までに納付しなければならない。
- 3 乙は、自動販売機の売上状況を毎月取りまとめ、甲に売上報告書を提出し、売上金額に提案売上納付率_____%を乗じた売上納付金を、甲の指定する納付書により期日までに納付しなければならない。

（延滞金）

第5条 乙が前条第1項の貸付料、第2項の電気料金及び第3項の売上納付金につき、甲の指定する期日までに納付しなかったときは、甲は、その期日の翌日から納付の日までの日数につき、延滞金として当該未納金額100円につき1日4銭の割合で計算した金額を延滞金として徴収する。

（使用の制限）

- 第6条 乙は、本件土地等を第1条に定める用途以外に使用してはならない。
- 2 乙は、本件土地等の賃借権を第三者に譲渡し、転貸し、若しくは継承させ、又は権利を担保に供してはならない。
 - 3 乙は、本件土地等の現状を変更しようとするときは、事前に書面で甲の承認を得なければ

ならない。

- 4 乙は、本件土地等の使用に関して甲が特に指示した事項については、これを遵守しなければならない。

(管理義務等)

第7条 乙は、本件土地等の使用について常に善良なる管理者としての注意義務をもって維持管理するものとし、自動販売機設置事業に要する一切の費用は乙の負担とする。

- 2 本契約期間内においては、乙は本件土地等に設置する自動販売機の美観維持に努め、設置に関して生じた利用者等からの苦情は全て乙の責任において処理するものとする。

(禁止事項)

第8条 この契約に基づく事業は、乙自らが行うものとし、他の者にその処理を再委託してはならない。

(契約の解除)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、貸付契約期間中であっても本契約を解除することができる。ただし、第1号を除く各号に該当するときは、催告その他何らかの手続きを要すことなく甲は本契約を解除できるものとする。

- (1) 国、地方公共団体、その他公共団体において、本件土地等を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 乙が、第4条の規定により甲に納付すべき金額を、納付期限後3箇月以上経過してなお納付しないとき。
- (3) 乙が、銀行取引の停止又は差押、解散、破産、民事再生、会社整理、会社更生法等の申立てをするか、若しくは受けたとき。
- (4) 乙の所在が、2箇月以上不明なとき。
- (5) 乙が、本契約の条項及び義務並びに関連法規に違反したとき。

(調査協力義務等)

第10条 甲は、本件土地等について、隨時その使用状況を実地に調査することができる。この場合において、乙はこれに協力しなければならない。

- 2 甲は、必要と認められるときは、乙に対し、自動販売機設置事業について質問し、または資料の提出を求めることができる。

(不可抗力)

第11条 天災地変、法令の制定若しくは改正その他の不可抗力により、本件土地等における自動販売機設置事業が不可能若しくは困難になり又は、本契約の履行が不可能若しくは困難になったときは、甲又は乙の申し出により協議の上、本契約を解除することができる。この場合、甲乙は相互に損害賠償義務を負わない。

(原状復旧等)

- 第12条 乙は、第2条に規定する貸付期間が満了したとき又は第9条の規定により本契約が解除されたときは、貸付期間満了日又は契約解除日の後15日以内に原状復旧その他必要な措置を甲の指示するところにより講じなければならない。
- 2 甲は、乙が前項に定める原状復旧その他必要な措置を履行しないときは、乙に代わって自ら執行し、又は他人に執行させることができる。
- 3 前項の執行に要した費用は全て乙が負担することとする。

(貸付料の精算)

- 第13条 甲は、本契約が解除された場合には、未経過期間に係る貸付料を返還する。ただし、月の途中で解除した場合は、解除された月の翌月分から精算することとする。

(損害賠償)

- 第14条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

- 第15条 乙は、第2条に規定した貸付期間が満了し、又は第9条の規定により契約を解除された場合において、自動販売機を撤去するときは、乙が支出した必要費及び有益費等については、甲に対してその償還を請求することができない。

(立退き料)

- 第16条 乙は、本件土地明渡しに際し、甲に対し立退き料その他名目の如何にかかわらず、これに類する金銭の請求をすることはできない。

(契約の費用)

- 第17条 本契約の締結に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務及び協議)

- 第18条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。
- 2 乙は、本件土地等が行政財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。
- 3 本契約に定めなき事項又は疑義があるときは、甲乙ともに信義誠実をもって協議の上決定又は解決するものとする。

(特約条項)

- 第19条 別記、特約条項のとおりとする。

(管轄裁判所)

第 20 条 本契約に関する紛争については、本件土地等を管轄する裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに、甲乙は合意するものとする。

【別表】

設置場所	所在地（地番）	【参考】令和7年度の貸付料 (月額・1m ² あたり)
こども未来センター 1階サロン（屋内）	高畠町 20 番 10	958 円

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年3月 日

西宮市六湛寺町10番3号

貸付人「甲」

西宮市長 石井 登志郎

住所

借受人「乙」

氏名

実印

暴力団排除に関する特約

(趣旨)

1 甲及び乙は、西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号。以下「条例」という。）第7条及び西宮市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱（平成25年7月1日実施。以下「要綱」という。）の規定に基づき、暴力団を利用することとならないよう必要な措置を実施することとして、次の各項に掲げる事項について合意するものとする。

(契約からの暴力団の排除)

2 乙は、この契約の履行に伴い、暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）（以下これらを「暴力団等」という。）から業務の妨害その他不当な手段による要求を受けたときは、甲に報告するとともに兵庫県西宮警察署長又は兵庫県甲子園警察署長（以下「警察署長」という。）に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。

(役員等に関する情報提供)

3 甲は、乙が暴力団員等に該当しないことを確認するため、乙に対して、要綱第2条第5号に規定する役員等についての名簿その他の必要な情報（以下「役員名簿等の情報」という。）の提供を求めることができるものとし、その情報を警察署長に提供して乙が暴力団等であるか否かについて、意見照会することができる。

(警察署長から得た情報の利用)

4 甲は、前項の規定により照会に対する回答及び警察署長からの通報等の情報を、第1項の趣旨に従い暴力団等を利用することとならないよう必要な措置を実施するため他の業務で使用し、又は教育委員会等（要綱第2条第10号に規定する教育委員会等をいう。以下同じ。）に提供することができる。

(誓約書の提出等)

5 乙は、甲に対し、この契約の締結前に、次の事項に関する誓約書を提出するものとする。

- (1) 乙が暴力団等でないこと。
- (2) 乙は、契約に係る一連の手続きにおいて、甲が警察署長への意見聴取（文書照会）の必要があると認めた場合、役員名簿等の情報を提出すること。
- (3) この誓約書に違反したときには、甲が行う一切の措置について異議を述べないこと。

(契約の解除)

6 甲は、乙が暴力団等であると判明したときは、当該契約を解除することができる。

(契約の解除に伴う措置)

7 前項の規定による解除に伴い、乙その他関係者に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することができない。

(乙からの協力要請)

8 乙は、第1項に定める事項を履行するにあたって、必要があるときは、甲及び警察署長に協力を求めることができる。

以 上